

盛岡駅前広場誘導業務委託（その3）仕様書

1 目的

この仕様書は、盛岡駅前広場において交通誘導員を配置し、通勤通学者、買い物客、観光客等（以下「利用者」という。）の安全を確保することを目的とする。

2 履行期間 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所 盛岡駅前広場（盛岡市盛岡駅前通1番地内） ※別紙位置図のとおり。

4 業務内容

盛岡駅前広場内東口バスターミナルの歩行者横断箇所において、交通誘導員の配置により、利用者の安全な誘導を実施するもの。ただし、路線バスの定時運行を確保するため、適宜、バス車両の通行を優先的に誘導すること。また、降雪期における利用者の転倒等を防ぐため、歩行者横断箇所の除雪等の安全確保を含むものとする。

なお、上記を原則とするが、盛岡駅前広場内の混雑状況に応じて発注者が指示する場所の利用者及び車両の誘導を行うこと。

5 配置人員数、業務実施日及び実施時間

原則として、下表及び別紙業務予定表のとおり。（業務実施日は平日とする。）

ただし、必要に応じて発注者と協議すること。

誘導員人数	2人体制	1人体制	配置不要	1人体制	2人体制
時間	7時半～8時半	8時半～10時	10時～15時	15時～17時半	17時半～18時半

6 業務従事者にかかる留意事項

- (1) 業務従事者は、受注者が直接雇用している者または雇用する予定の者に限ること。
- (2) 業務従事者全員のうち1名を業務責任者とする。

7 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、業務実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するほか、警備業法（昭和47年法律第117号）その他関連する法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務上知りえた秘密をもらしたり、自らの目的に使用したりしないこと。また、個人情報の保護については、業務従事者にも徹底を図ること。
- (3) 受注者は、事故等の突発的な事態が生じた場合は、速やかに発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受注者が本業務を実施中に受注者の責に帰すべき事由により第三者に与えた身体及び財産上の損害については、速やかに発注者に報告するとともに、保険会社と受注者の保険契約等により第三者に対しその損害を補償すること。また、業務従事者の従事中における事故及び負傷等については、受注者の責任において処理すること。
- (5) 業務従事者は、制服を着用し、規律正しい態度で業務を履行すること。

なお、制服については、市と協議のうえ決定すること。

(6) 業務従事者は、利用者から場所の案内等を求められた場合は、丁寧に対応すること。

9 費用負担等

(1) 業務従事者の制服、消耗品等、本業務に必要な一切の経費は、原則として受注者の負担とすること。

(2) 業務従事者の更衣室及び休憩場所は、受注者が準備すること。

10 業務責任者届等

受注者は、契約締結後速やかに次の書類を発注者に提出すること。

(1) 業務責任者届

(2) 業務従事者届

(3) 業務従事者の経歴書、資格者証等の写し及び雇用を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）

11 業務実績報告

受注者は、毎月の業務の実施状況について次の事項を含んだ内容を記載し、発注者に翌月10日までに報告すること。ただし、3月分の報告は、令和7年3月31日までに行うこと。

(1) 業務月日

(2) 業務時間

(3) 従事者氏名

(4) 報告者職氏名、印鑑

12 その他

その他業務従事に必要なことについては、発注者の指示に従うこと。